

# 越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会会則

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 構成員
- 第3章 役員
- 第4章 運営体制・会議
- 第5章 会計
- 第6章 雑則
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 市内の障害福祉サービス事業所（入所及び通所に係るもの）や地域活動支援センターなどを利用する障がい者の工賃の向上、受注機会や生産活動等の機会の拡大及び事業所の自主製品の販路拡大を図るため、越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会（以下「ネットワーク」という。）を組織し、構成する事業所等の連携による情報共有や親睦を図り、障がい者がその能力や適性に応じて多様な形で働くことを支援し、障がい者の自立した生活の促進及び社会参加の促進することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 共同受注に関する事業
- (2) 事業所の自主製品の販路拡大に関する事業
- (3) ネットワークの広告、宣伝に関する事業
- (4) その他、共同受注、受注機会や生産活動等の機会の拡大及び自主製品の販路拡大のために必要な事業

## 第2章 構成員

### (会員)

第3条 ネットワークは、次に掲げる市内の事業所等で参加を希望するものをもって組織する。

- (1) 障害福祉サービス事業所（入所及び通所に係るものに限る）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害者の地域交流に関する活動を行う事業所又は団体
- (4) その他、障害者の就労に必要な知識及び能力の向上に関する活動を行う事業所又は団体

### (参与)

第4条 市の障害福祉担当部局（以下「障害福祉担当部局」という。）は、参与として第13条から第15条に規定する会議等に出席することができる。

- 2 障害福祉担当部局は、円滑な事業運営に必要な情報提供を行うとともに、第2条の事業についての助言を行う。

(オブザーバー)

第5条 越谷市障害者就労支援センター及び越谷市青年会議所は、オブザーバーとして第13条から第15条に規定する会議等に出席することができる。

2 オブザーバーは、円滑な事業運営に必要な情報提供を行うとともに、第2条の事業についての助言を行う。

(入会)

第6条 ネットワークの会員になろうとするものは、所定の入会申込書(様式第1号)を事務局に届け出るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとする日の2週間前までに事務局に所定の退会届(様式第2号)を提出することで任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である団体が事業を廃止したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第9条 ネットワークに次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(選任等)

第10条 役員は、ネットワークを構成する会員の互選によって定める。

(職務)

第11条 ネットワークの役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、ネットワークを代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、ネットワークの会計事務を適正に処理する。
- 5 監事は、ネットワークの財務会計を監督し、不正行為又は法令に違反する事実を発見した場合は、これを全体会議に報告する。

(任期)

第12条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

## 第4章 運営体制・会議

(役員会議)

第13条 ネットワークに役員会議をおく。

- 2 役員会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - (1) 全体会議に付議する事項
  - (2) 全体会議で決議されたことの実施に関する事項
  - (3) 専門部会の支援に関する事項
  - (4) その他、役員会議において必要と認めた事項
- 3 役員会議は、会長が召集する。

(全体会議)

第14条 ネットワークに全体会議をおき、構成会員で組織する。

- 2 全体会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - (1) 役員会議からの提案事項
  - (2) 障害福祉担当部局からの提案事項
  - (3) その他、ネットワークの事業運営に必要な事項
- 3 全体会議は、会長が召集する。
- 4 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 5 会議は、会員の過半数をもって成立するものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会の設置)

第15条 ネットワークの活動に必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(事務局)

第16条 ネットワークの庶務及び会計事務を行うため、全体会議で定めた事業所に事務局をおく。

- 2 事務局は、各会議の円滑な進行、調整のため、第13条から第15条に規定する役員会議、全体会議、専門部会に出席することができる。
- 3 事務局にネットワークの宣伝、広告を行う広報班をおく。
- 4 会員は、事務局が担う事務が過大とならないよう、相互の信頼に基づき、事務局の補佐を適正に行うものとする。

## 第5章 会計

(会費)

第17条 ネットワークの会費を年額5,000円とする。

- 2 会員は、会費を毎年4月末日までに事務局に納入しなければならない。
- 3 毎年度10月1日以降に第6条の届出を行った事業所は、当該年度の会費を年額2,500円とし、届出の提出時に納入するものとする。

(経費の支弁)

第18条 ネットワークの経費は、会費等をもって支弁する。

(事業年度)

第19条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収支決算報告)

第20条 ネットワークの収支決算は、事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し監事の監査を経て、全体会議の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第21条 ネットワークの決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(拠出金品の不返還)

第22条 ネットワークは、会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

## 第6章 雑則

第23条 この会則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が全体会議に諮ってこれを定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成31(2019)年4月1日から施行する。  
(越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会規程の廃止)
- 2 越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会規程は廃止する。

(様式第1号)

年 月 日

越谷市障がい者共同受注ネットワーク  
運営協議会事務局 様

事業所等名

代表者名

印

越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会入会申込書

越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会に入会したく、越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会会則第6条の規定に基づき届け出いたします。

事業所等所在地	〒
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
連絡担当者名	
自主製品の販売	参加します ・ 参加しません

(様式第2号)

年 月 日

越谷市障がい者共同受注ネットワーク  
運営協議会事務局 様

事業所等名

代表者名

印

**越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会退会届出書**

越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会に退会したく、越谷市障がい者共同受注ネットワーク運営協議会会則第7条の規定の基づき届け出いたします。

事業所等所在地	〒
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
連絡担当者名	